

2025年度民法問題2・解答例

1 設問1

Cは、A・B間の消費貸借契約（民法（以下、法令名省略）587条）に基づく貸金返還請求として3000万円の支払請求をする。

- (1) Aは、Bに対して、弁済期を2024年5月20日と定めて3000万円を貸し付けており、「返還をすることを約して」「金銭……を受け取」ったといえるから、消費貸借契約の成立が認められる。

また、Cは、Aから甲債権を譲り受けている。

したがって、Cによる請求は認められるのが原則である。

- (2) これに対し、Bとしては、A・B間には甲債権について譲渡を禁じる旨の合意が存在するとして、466条3項に基づきCに対する履行を拒むことが考えられる。

もっとも、Cは、Aから甲債権の譲渡を受ける際、A・B間の譲渡を禁ずる旨の合意につき知らず、このことにつき重大な過失もなかつたのであるから、かかる反論は認められない。

- (3) そうだとしても、Bは、Aから甲債権の譲渡にかかる通知を受けた「対抗要件具備時」（468条1項）である6月4日より前の5月20日に、Aに対して甲債権につき1800万円の一部弁済をしている。

そのため、対抗要件具備時までに譲渡人Aに対して生じた事由として、かかる一部弁済の主張をすることで、3000万円の請求のうち1800万円部分については支払を免れることができる。

2 設問2

2

Cは、設問1同様に、A・B間の消費貸借契約（587条）に基づく貸金返還請求として3000万円の支払請求をする。

- (1) もっとも、設問1の場合と異なり、Bが一部弁済をしたのは、Aから甲債権の譲渡にかかる通知を受けた「対抗要件具備時」（468条1項）である6月4日より後の6月6日である。

したがって、Bは、対抗要件具備時までに生じた事由として468条1項に基づき一部弁済の主張をすることはできない。

- (2) そうだとしても、Cは、A・B間の譲渡を禁ずる旨の合意についてAから知らされていたのであって、「譲渡制限の意思表示がされたことを知」っていた「譲受人」に当たる（466条3項）。したがって、債務者Bは、Cに対し、1800万円の一部弁済を主張することで同部分の債務の消滅を主張することができ、また、残りの1200万円部分についても債務の履行を拒むことができる。

ただし、「第三者」Cが相当期間を定めて「譲渡人」Aへの履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、466条3項の適用はなくなり、Bは支払を拒むことができなくなる（同4項）。

以上